

神戸市が行う総合事業のサービス

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型サービス	名称	実施方法	内容
	介護予防訪問サービス	指定	現行と同様のサービス・基準・報酬 ・訪問介護員による身体介護、生活援助
	生活支援訪問サービス	指定	資格要件を緩和(一定研修受講者も従事可)、報酬は現行の8割 ・生活援助のみ
	住民主体訪問サービス	補助	NPO法人等の有償ボランティアによる生活援助

通所型サービス	名称	実施方法	内容
	介護予防通所サービス	指定	現行と同様のサービス・基準・報酬
	短期集中通所サービス(集団)	委託	日常生活に支障のある生活行為を改善するためのプログラムを複合的に実施 1クール12回(週1回×3か月)
短期集中通所サービス(個別)	委託	利用者の個別性に応じて、日常生活に支障のある生活行為を改善するためのプログラムを複合的に実施 1クール12回(週1回×3か月)	

一般介護予防事業	名称	実施方法	内容
	インフォーマル型(仮)	支援	あんしんすこやかセンター等が立ち上げや活動を支援。高齢者への紹介等を行う
	居場所づくり型	補助	年20回以上(原則月2回以上)2時間以上開催しているグループに対して助成を行う
地域拠点型	委託	地域コミュニティを重視し、地域福祉センター等で開催。介護予防強化メニューも実施	

予防給付
(全国一律の基準)

(ホームヘルプ)
訪問介護

(デイサービス)
通所介護

地域支援事業

介護予防事業